

平成25年度第1回青森市入札監視委員会 議事概要

開催日時 平成25年5月23日(木)午後1時～午後2時15分

開催場所 青森市役所庁議室

出席委員 委員長 石田 憲久
委員長職務代理者 成田 俊弘
委員 猪原 健
委員 菊池 一男

事務局 相馬 政美(総務部長)
鈴木 裕司(総務部次長)
柿崎 哲男(総務部参事契約課長事務取扱)
棟方 牧人(浪岡事務所参事総務課長事務取扱)
奥崎 和彦(浪岡事務所総務課副参事)
福士 保(総務部契約課主幹)

議事

1 開会

2 報告事項

- (1) 建設工事の入札及び契約手続の運用状況等について
事務局から配付資料に基づき報告があった。
(質疑等なし)
- (2) 低入札価格調査制度の運用状況について
事務局から配付資料に基づき報告があった。
(質疑等なし)
- (3) 指名停止措置等の運用状況について
事務局から配付資料に基づき報告があった。
(質疑等なし)
- (4) 入札談合に関する情報について
事務局から配付資料に基づき報告があった。
主な質問・意見及びそれに対する回答は次のとおりである。

意見・質問	回答
今回の件を踏まえて、浪岡地区を	浪岡地区の入札についても、旧青

<p>含めた具体的な防止策等はあるのか。</p>	<p>森地区と同様に条件付一般競争入札を導入するべく昨年12月1日から予定価格の事後公表を実施している。</p> <p>市議会に対しても、昨年常任委員協議会の場で平成25年度中に何らかの形で条件付一般競争入札を導入する旨を説明している。</p> <p>今回の事案を踏まえて、現在浪岡事務所内において、条件付一般競争入札の導入方法等を検討しているところである。</p>
--------------------------	---

3 審議事項

(1) 抽出事案(その1)について

『浅虫ポンプ場機械工事』(一般競争入札)

事務局から配付資料に基づき説明があり、審議の結果、入札参加資格、入札経過等について、特に問題となるようなことは見受けられなかった。

主な質問・意見及びそれに対する回答は次のとおりである。

意見・質問	回答
<p>本件は10月18日に実施した1回目の入札が不調になったため行った再度入札であるとのことだが、1回目の入札が不調になった理由は何か。</p> <p>一般競争入札であるにも関わらず辞退者が生じた理由は何か。</p>	<p>入札参加業者8者のうち、1者が最低制限価格を下回り失格、1者が書類不備で無効、残り6者が予定価格を上回り無効となったため、落札者がいなかったものである。</p> <p>必要な技術者が別な工事に従事し、配置できなかったことにより2者が辞退したものである。</p>

(2) 抽出事案(その2)について

『1-117野木(水路)災害復旧工事』(指名競争入札)

事務局から配付資料に基づき説明があり、審議の結果、指名の経緯、入札経過等について、特に問題となるようなことは見受けられなかった。

主な質問・意見及びそれに対する回答は次のとおりである。

意見・質問	回答
<p>1回目の入札では9者が辞退し、2回目の入札では8者が辞退しているが、辞退した者は同一の者か。</p>	<p>指名競争入札において不調となった場合は、業者選定をやり直し、改めて入札を実施しているため、1</p>

<p>当該入札の辞退理由は何か。</p>	<p>回目の入札と2回目の入札の参加業者は異なっている。</p> <p>業務の繁忙や、技術者の配置が難しいことなどによる。</p>
----------------------	---

(3) 抽出事案(その3)について

『青森市梨の木清掃工場焼却炉整備工事』(一者随契)

事務局から配付資料に基づき説明があり、審議の結果、随意契約の理由等について、特に問題となるようなことは見受けられなかった。

主な質問・意見及びそれに対する回答は次のとおりである。

意見・質問	回答
<p>焼却炉設備のストーカとはどういうものか。</p>	<p>焼却炉にごみが投入され、燃え尽きて灰になるまで2時間程度を要するが、ごみはその間、同じ場所に留まっているわけではなく、重力にまかせて徐々に移動していく。その際、ごみを移動させる機械がストーカである。</p>

(4) 抽出事案(その4)について

『野木和団地汚水処理場解体工事』(一般競争入札)

事務局から配付資料に基づき説明があり、審議の結果、入札参加資格や入札経過等について、特に問題となるようなことは見受けられなかった。

主な質問・意見及びそれに対する回答は次のとおりである。

意見・質問	回答
<p>低入札価格調査制度が適用される入札の実施方法がよくわからない。調査基準価格を下回ると失格になるということで良いか。</p> <p>10番の業者が無効となっているが入札金額の記載がない。いくらが入札金額だったのか</p>	<p>青森市低入札価格調査制度においては、調査基準価格のほかに失格となる基準として、数値的判断基準が設定される。</p> <p>数値的判断基準による失格は、4つの工事費目について、それぞれの費目について定める額を1つでも下回ると直ちに失格となるというもの。</p> <p>当該業者の無効は入札時に工事費内訳書の提出がなかったことによるものである。</p>

<p>入札金額にかなり差があるように思うが、参加業者に対して事前に設計資料等をどのように提示しているのか。</p> <p>市だけでなく、業者も積算システムを用いて積算しているのであれば、それほど金額に差が生じないのではないかと思うがどうか。</p>	<p>参加業者に対しては、金額の入っていない設計図書をあらかじめ貸与し、各業者が当該設計図書を用いて入札額を算出する仕組みとなっている。</p> <p>各業者が共通の設計図書を用いて積算しているが、積算の仕方によっては、金額の差が生じるものと思われる。</p>
--	--

4 その他

(1) 次回会議の開催日程について

次回の会議は、平成25年11月に開催することとした。

(2) 次回審議案件の抽出について

次回の審議については、平成25年4月から平成25年9月までに契約した建設工事を対象とすることとし、案件を抽出する委員として菊池委員が指名された。

5 閉会